

里塚斎場除雪業務 仕様書

里塚斎場除雪業務の内容及びその範囲等は、契約の内容によるほか、この仕様書による。

1 業務の目的

本業務は、里塚斎場構内の除雪作業等を行うことにより、冬期間の施設利用に関する利便性の向上を目的とする。

2 履行場所

- (1) 名 称 札幌市里塚斎場
- (2) 所在地 札幌市清田区里塚506番地

3 履行期間

平成30（2018）年11月1日から平成31年（2019）3月31日まで

4 契約

10分当たりの除雪作業単価による単価契約とする。詳細は入札説明書参照。

5 業務内容

札幌市里塚斎場(以下委託者という。)の円滑な運営を実現するため、里塚斎場除雪業務を下記(1)から(5)に区分し、この仕様書に定める。受託者は、下記の業務内容を完全に遂行するため、必要な措置をとらなければならない。

(1) スノーボールの設置

契約期間開始後、受託者は速やかに別紙図に記載する箇所及び受託者が作業上必要と認める箇所にスノーボールを設置し、作業範囲を確認すること。また、契約期間終了時には設置したスノーボールを撤去すること。

なお、スノーボールは委託者が所有するものを使用することができるものとする。

(2) 除雪作業実施基準

- ① 斎場構内の積雪が10cmを超えた場合、または超えることが予想される場合。
- ② 委託者からの別途作業指示があった場合。

(3) 作業時間

除雪作業は午前9時までに終えること。

(4) 作業箇所

詳細は別紙図のとおりとする。また委託者からの部分作業の指示による場合を除き、作業時は記載される作業箇所全てにおいて作業を行うこと。

(5) 報告

受託者は、作業を終えた場合は月毎に完了届を委託者に提出すること。また、併せて作業時間を日毎に記載した一覧表、及び各作業時の車両運行記録計の記録を提出すること。

(6) 現状復旧

受託者は、融雪後に作業範囲を確認し、本業務における作業による破損等が確認された場合は速やかに復旧するものとする。なお、係る費用については受託者負担とする。

6 想定機械機種等

- (1) 機械機種 タイヤショベル (1. 4 ~ 2. 0 m³) 可変プラウ付
- (2) 作業人員 運転手 1 名 普通作業員 1 名 計 2 名
- (3) 作業面積 約 6, 5 0 0 m²
- (4) 作業予定時間 (契約期間内総時間) 6, 0 0 0 分

7 損害賠償責任

受託者が本業務を履行中に委託者、及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに委託者に報告を行うこと。また、受託者は事故に対する一切の責任を負うこととし、事故に対して誠実に対応すること。

8 監督者及び監督代行者の選任

受託者は本業務における監督者、及び監督者不在時の監督代行者を選任し、氏名等を委託者に通知すること。

9 業務改善

受託者は、業務の実施にあたって委託者が不相当と認める事項については、直ちに業務改善の措置を講じなければならない。

10 その他

- (1) 作業時間について、各日毎に 10 分未満は切り捨てるものとする。
- (2) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、委託者及び受託者は誠意を持って協議するものとする。